

大阪市における地域福祉にかかると実態調査  
報告書

(福祉専門職)

令和元年度 (2019 年)

大 阪 市



# 目 次

## 1 調査概要

(1) 調査目的	1
(2) 調査設計	1
(3) 調査項目	1
(4) 報告書の見方	1
(5) 回収状況	1

## 2 調査結果

(1) だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりについて	
質問 1 担当する地域の暮らしやすさ	3
質問 1-1 担当する地域の暮らしやすさを感じる点	4
質問 2 より暮らしやすい地域であるために必要なこと	5
質問 3 「つながりのある地域」だと思うか	6
質問 3-1 「つながりのある地域」だと思う理由	7
質問 4 「つながり」を実感できるためより推進すべきこと	8
(2) 地域福祉活動について	
質問 5 地域福祉活動に求められていると感じること	9
質問 6 地域福祉活動が抱える一番の課題	10
(3) 住民主体の地域課題の解決力強化について	
質問 7 地域課題の解決に取り組む体制	11
質問 8 地域課題の解決に一番必要だと考えること	12
質問 9 地域福祉活動へ最も求められていると思う支援	13
質問 10 福祉専門職の一番の課題	14
(4) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	
質問 11 地域福祉活動に参画している主体	15
質問 12 住民、地縁団体、行政・社協を除く主体が実施する社会福祉活に 期待すること	16
質問 13 求められていると思う社会資源の活用	17
質問 14 社会資源を活用しやすくするために最も必要なこと	18
質問 14-1 社会資源の情報を得るための効果的な方法	19
(5) 災害への備えについて	
質問 15 大規模災害発生時を想定した地域での備え	20
質問 16 大規模災害発生時を想定した福祉活動の準備について	21
(6) 地域における見守り活動について	
質問 17 地域での見守り活動の課題	22

**資料編**

1 統計表 . . . . . 資 1

2 調査票 . . . . . 資 52

## 1 調査概要

### (1) 調査目的

この調査は、大阪市の各地域で地域福祉活動を支援する福祉専門職を対象に、地域福祉活動の現状や支援するうえでの課題などに対する考えを把握し、大阪市における今後の地域福祉施策の推進に資する資料を得ることを目的に実施した。

### (2) 調査設計

#### ① 調査対象

- ・見守り相談室 CSW（見守り相談員）
- ・生活支援コーディネーター
- ・高齢福祉分野の相談支援機関の職員
- ・障がい分野の相談支援機関の職員
- ・児童・ひとり親福祉分野の相談支援機関の職員
- ・生活困窮者自立相談支援機関
- ・社会福祉協議会の地域支援担当職員

#### ② 調査期間

令和元年 9 月 9 日～10 月 8 日

#### ③ 調査方法

オンラインアンケート（大阪市電子申請・オンラインアンケートシステム）

#### ④ 調査対象者数

計 514 人

### (3) 調査項目

- ① だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりについて
- ② 地域福祉活動について
- ③ 住民主体の地域課題の解決力強化について
- ④ 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- ⑤ 災害への備えについて
- ⑥ 地域における見守り活動について

### (4) 報告書の見方

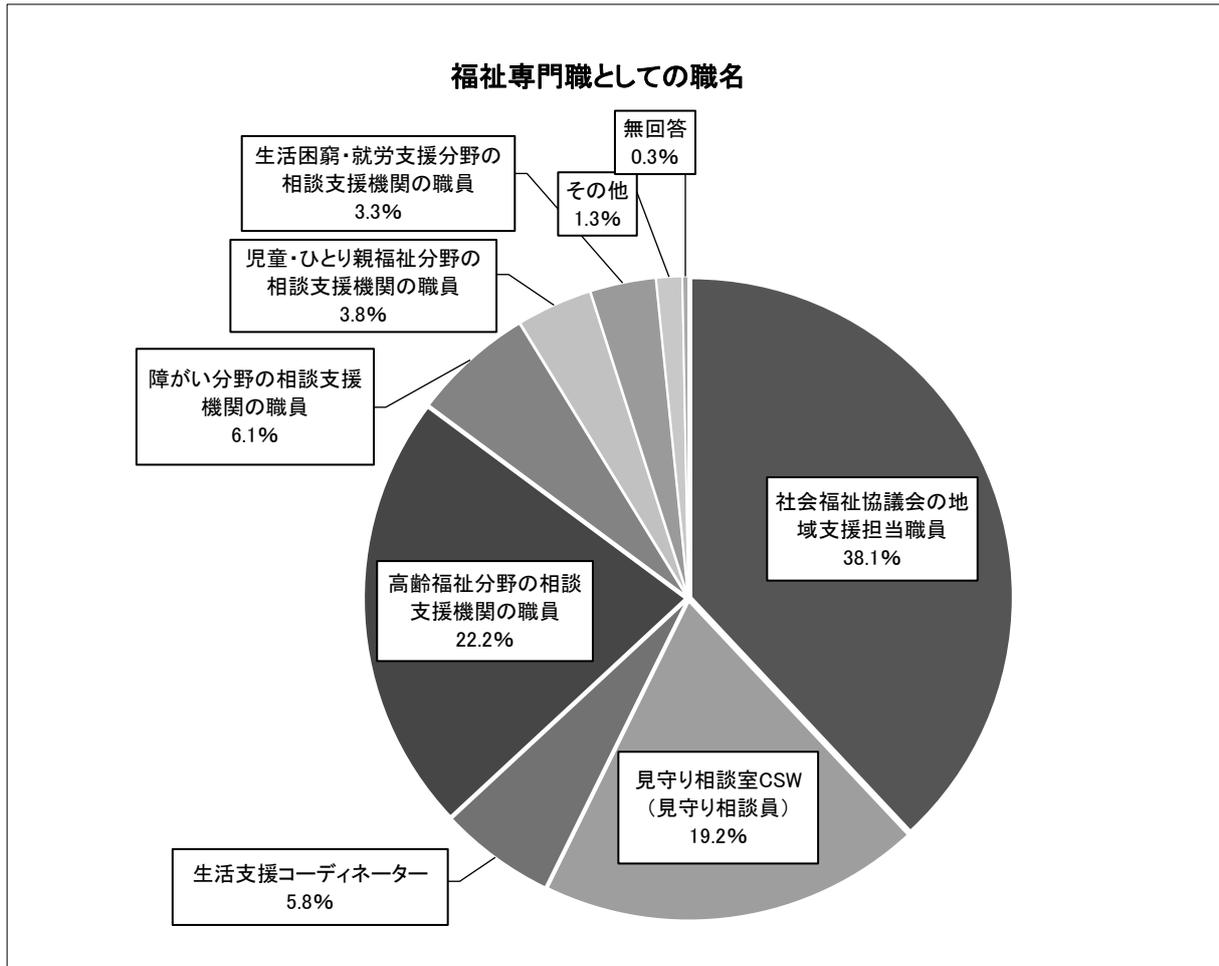
- ① 回答は、各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示し、少数第 2 位を四捨五入した。（比率の合計が 100.0％にならない場合がある。）
- ② コンピュータ入力のため、図表において回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。

### (5) 回収状況

- ① 回答者数（回答率）  
396 人（77.0％）

# 1 調査概要

## ② 回答者の状況



全体	回答数	対象者数	回答率
	396	514	77.0%
社会福祉協議会の地域支援担当職員	151	168	89.9%
見守り相談室CSW（見守り相談員）	76	98	77.6%
生活支援コーディネーター	23	24	95.8%
高齢福祉分野の相談支援機関の職員	88	133	66.2%
障がい分野の相談支援機関の職員	24	33	72.7%
児童・ひとり親福祉分野の相談支援機関の職員	15	34	44.1%
生活困窮・就労支援分野の相談支援機関の職員	13	24	54.2%
その他	5	—	—
無回答	1	—	—

※「高齢福祉分野の相談支援機関の職員」は、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の職員各1名を対象とした。

※「障がい分野の相談支援機関の職員」とは、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター（生活支援型）の職員各1名を対象とした。

※「児童・ひとり親福祉分野の相談支援機関の職員」とは、地域子育て支援拠点（センター型）の職員各1名を対象とした。